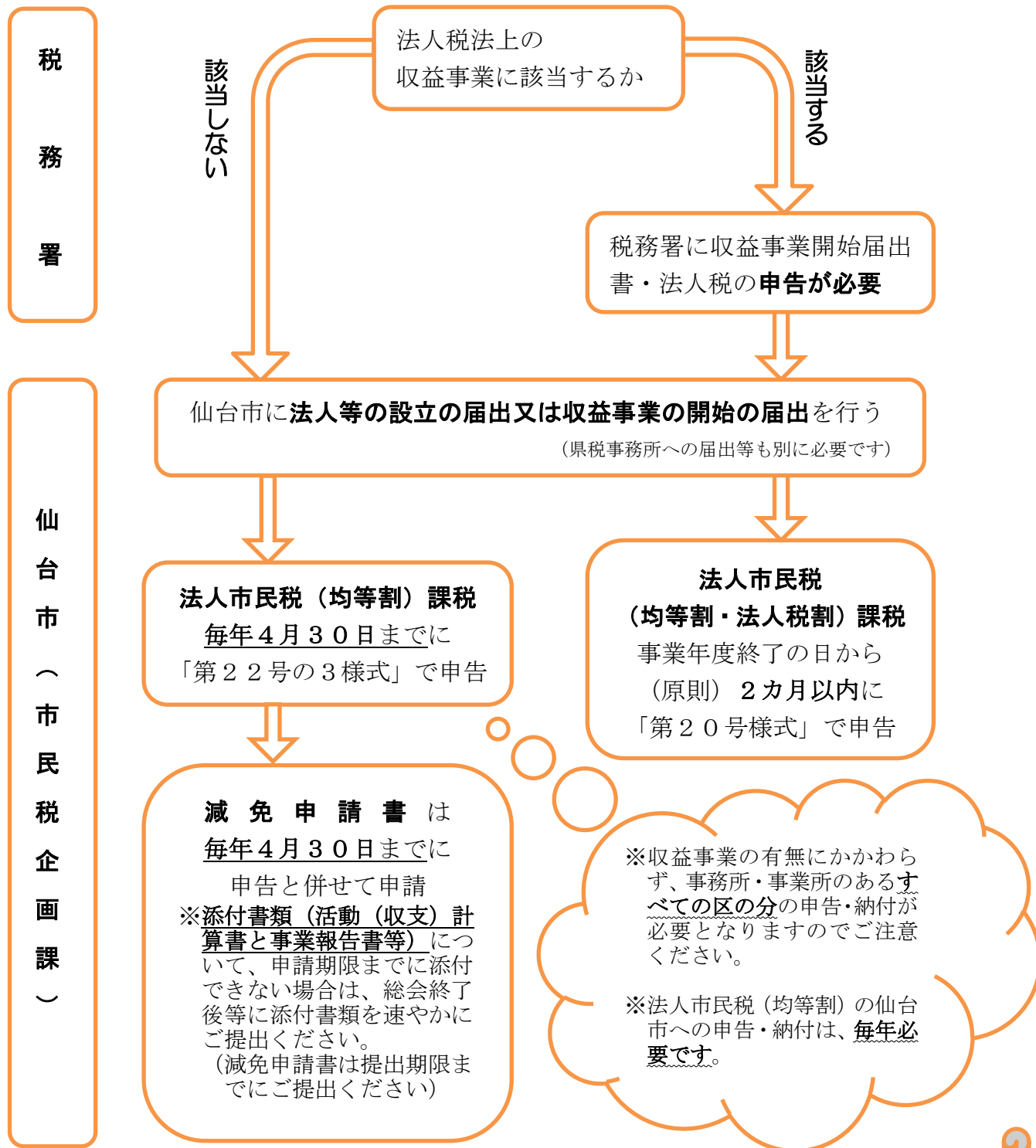


<NPO法人の税申告の概要>

新たにNPO法人を設立する場合や新規事業を開始する場合等には、**実施事業の収益事業該当の有無**について事前に税務署にご確認ください。その際は裏面を参考に必要書類をご持参願います。

なお、収益事業該当の有無によって、下記のとおり仙台市（市民税企画課）への申告方法が異なります。



<お問合せ・届出等提出先>

仙台市市民税企画課法人課税係 ☎022-214-1102

〒980-8671 仙台市青葉区二日町1番1号（仙台市役所北庁舎4階）

収益事業って何？

法人税法上の収益事業とは、法人税法施行令第5条に規定する34の事業で、継続して事業場を設けて行われるものをいいます。

なお、特定非営利活動（NPO法人の本来の目的たる事業）に係る事業であつても法人税法上の収益事業に該当する場合があります。また、利益の有無に関わらず、下記の34の事業に該当する場合には収益事業となります。

実施事業の収益事業該当の有無については、後段の「税務署に相談する際に必要なものは？」に記載の①～⑤の書類を持参のうえ、主たる事務所・事業所の所在地を管轄する税務署にご確認ください。

※既に行っている事業についても、収益事業に該当するかどうか不明な場合は税務署にご確認ください。

<収益事業に該当する34の事業>

1. 物品販売業
2. 不動産販売業
3. 金銭貸付業
4. 物品貸付業
5. 不動産貸付業
6. 製造業
7. 通信業
8. 運送業
9. 倉庫業
10. 請負業
11. 印刷業
12. 出版業
13. 写真業
14. 席貸業
15. 旅館業
16. 料理店業その他の飲食店業
17. 周旋業
18. 代理業
19. 仲立業
20. 問屋業
21. 鉱業
22. 土石採取業
23. 浴場業
24. 理容業
25. 美容業
26. 興行業
27. 遊技所業
28. 遊覧所業
29. 医療保健業
30. 技芸教授業
31. 駐車場業
32. 信用保証業
33. 無体財産権の提供等を行う事業
34. 労働者派遣業

税務署に相談する際に必要なものは？

- ① 法人の定款
- ② 事業計画書
- ③ 事業開始年度及び翌事業年度の活動予算書等活動状況がわかるもの
- ④ 活動（収支）計算書・貸借対照表・財産目録等（事業年度を終了している場合） ※まずは、過去3年分の資料をご準備のうえ税務署へご相談ください。
- ⑤ 取引に係る契約書・仕様書等

どんなときに税務署相談が必要？

新たに法人を設立する場合や、現在行っている事業以外の新規事業を開始する場合等には、事前に予約のうえ管轄の税務署にご相談ください。

<税務署一覧>

仙台北税務署	仙台市青葉区上杉1丁目1番1号	☎ 022-222-8121
仙台中税務署	仙台市若林区卸町3丁目8番5号	☎ 022-783-7831
仙台南税務署	仙台市太白区柳生2丁目28番2号	☎ 022-306-8001